第2章 災害予防計画

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に 想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ること とする。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視 点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、町民、事業者、自主防災組織、ボランティ ア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形 成の推進に努めることとする。

2 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても、住民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など、具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向けて展開していくこととする。

第1節 災害危険地域調査等の計画

関	係	機	関
総	矛	务	課
産	芝		課
建	Ē	九 又	課
消	ß	方	4

台風、洪水、地震その他の災害が発生した場合に災害の拡大を防止し、又は軽減するため、事前に 町地域内において、災害による危険が予想される地域及び箇所の調査を次のとおり行うものとする。

1 調査

町は、単独又は関係機関と共同して、災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、 地域内において予想される単独で災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される程度の大規模災 害について自然的、人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験を参考にして災害の種類ごとに 各地域別の被害想定をするものとする。

2 計画の樹立

町は、単独又は関係機関と共同して、危険地域調査結果の想定被害に対処するため、災害危険箇 所ごとに、災害時における応急対策を樹立しておくものとする。

3 調査及び計画の区域

火災、水害、急傾斜地、地すべり、土石流等についての危険区域の調査及び計画は、順次行うものとする。

4 災害危険地域(箇所)の調査方法

(1) 調査範囲

調査の範囲は豪雨、台風、地震等に伴う災害による災害危険区域、箇所及び設備物件を主として、毎年調査を行うものとする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所
- イ 山地に起因する災害危険地区
- ウ 土石流発生危険箇所
- エ 水害発生の想定地域
- オ 住宅密集地、工業地域等の火災危険度の高い地域
- カ その他

(2) 調査事項及び対策

調査は、過去の被害の状況等危険区域(箇所)の実態調査を行う。実態調査終了後、危険区域の災害程度の判定、措置、方法その他必要事項の再検討、調整又は事前措置の対象となる設備、物件の選定、その後の対策等について検討するなど、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル(自治会単位、学校単位、自主防災組織単位等)でのきめ細やかな防災

カルテ・防災マップの整備を積極的に推進する。

(3) 調査結果の報告

調査結果は、担当課長を経て町長に報告するものとする。

5 事前指定に関する対策

危険地域調査の結果、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件があるときは、その占有者、所有者又は管理者に対して事前に口頭又は文書によって災対法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等をあらかじめ通知し、指導しておくものとする。

6 危険箇所等の状況

町地域内において災害時に被害の危険があると予想される地域、箇所、あるいは災害の予想される場所に特に重点を置いて、防護活動を行う。

第2節 十砂災害等の災害予防計画

関	係	機	関
総建	*	务	課課

近年、宅地化が進み、山地にまで開発が及んでいることなどにより、山地に起因する災害の危険性が高まっている。

したがって、治山事業を実施し防災機能を高め、水源かん養機能を発揮する保安林を拡充し、あわせて河川改修、防災施設の計画的な整備をすすめる。

1 河川改修

これまでも河川の改修事業等を実施し危険個所の解消を図ってきたが、今後も引き続き河川改修 事業を促進するとともに、道路、橋梁等の被害防止又は被害の誘因となるものの排除等維持補修に 努める。

2 砂防事業

本町における土石流災害が発生する可能性のある渓流(以下「土石流危険渓流」という。)は、資料編に掲載のとおりである。

本町では、砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、土石流 危険渓流の周知や警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を 図る。

また、砂防施設の整備にあたっては、土砂とともに流出する流木への対策を合わせて実施するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い箇所において、土砂・流木補足効果の高い 透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地(傾斜角30度以上、がけ高さ5メートル以上)の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合、指定地域内では、行為を制限するとともに防災措置の勧告、改善の命令を行い、必要な箇所については防止工事を実施する等次の対策を行う。

(1) 防災パトロールの強化

急傾斜地におけるがけ崩れ災害を未然に防止又は災害が発生した場合における被害を最小限度 にとどめるために、まず事前措置として平素から危険予想箇所の把握と、この危険予想箇所に対 する警戒体制、すなわち防災パトロールを強化するものとする。

(2) 所有者等に対する改善措置の強化

防災パトロールの結果、必要に応じ危険予想箇所について、その所有者、管理者、占有者に対

して十分な擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとることを強力に指示するものとする。

(3) 避難措置と防災知識普及の徹底

ア 避難措置

危険箇所に対する安全措置が不完全である間は、まず、その住民に対する避難措置の確立が 最も必要である。がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合、あるいは危険が切迫した場合に は、避難計画に定めるところにより避難させるものとする。また、避難のための立退きの万全 を図るため避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。

イ 雨量計の設置

緊急時に際して、危険地域の住民に対し、直接適切な措置がとれるよう県等と連携して雨量 計を設置し、観測、予警報伝達、避難措置等の方法を定めて、警戒体制の整備を図るものとす る。

ウ 知識の普及

がけ崩れ災害の特殊性から、住民、特に危険地域の住民に対するがけ崩れ災害の予防並びに 応急対策等に関する知識の普及は、常に留意すべき事項である。

この普及に当たっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとする。

4 治山事業

- (1) 山腹崩壊地、はげ山等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行うほか、その他人家の裏山、道路や耕地に被害を及ぼす山林の小規模な事業についてもあわせて施行する。
- (2) 災害危険地区に山地防災機能を強化する保安施設の整備、防災防止機能の高い森林の整備等の 一体的な事業の実施を県に要請する。
- (3) 災害に強い健全な山林を整備又は維持するため、山林所有者に対し適正な管理を行うよう指導する。

5 総合的な土砂災害対策の推進

町防災会議は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

6 土砂災害警戒区域等における対策

(1) 土砂災害警戒情報等の伝達方法

土砂災害警戒情報等の伝達に当たっては、防災行政無線等の活用等により地域住民に対して伝達

するとともに、自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

(2) 避難所その他土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保

土砂災害を想定した防災訓練を実施し土砂災害時における避難方法の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

特に、区域内に居住する要配慮者に関する情報を通常時から把握し、避難支援計画の整備を図る。

7 土砂災害防止対策

町は、県と連携して、土砂災害(土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり)から住民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、次の対策を推進する。

(1) 危険区域等の周知

本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を町役場等において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の作成及び配布や説明会の開催等、必要な措置を講じるものとする。

(2) 警戒避難体制の整備

ア 情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達

町は、住民等に確実に情報が伝わるよう、防災行政無線、広報車、メール、インターネット、 電話等の多様な手段を用いて伝達することとする。また、住民等に伝達手段をあらかじめ周知 しておくこととする。土砂災害警戒情報が発表された場合、町は直ちに避難勧告等を発表する。

イ 避難場所及び避難経路

避難場所については、土砂災害に対する安全性が確保された場所とし、土砂災害警戒区域外 で避難場所を選定することを基本とする。

避難経路についても、土砂災害の危険性等、避難経路として適さない区間を明示することや、 土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向を示すなど、地域の実状に応じた避難 経路の選定を行うものとする。

なかでも、要配慮者施設に対しては利用者の円滑な警戒避難が行われるよう情報の伝達方法 を定め、避難場所と避難経路を検討するものとする。

ウ 避難訓練

土砂災害の避難訓練については、毎年1回以上実施することを基本とする。

避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると 予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練 となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

8 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

(1) 施設情報の把握

町は、当該施設の名称及び所在地について、本計画に登載することにより、施設における土砂 災害対策の一層の促進を図る。

(2) 防災知識の普及

町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

(3) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

ア 施設等における対策

本編第3章第6項第16節「要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

イ 施設との連絡体制の確立

町は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達 について定めるとともに、施設との連絡体制の確立に努める。

第3節 建築物災害予防計画

総建	務設	,	課課

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するための平常時における建築 物の予防対策は、次によるものとする。

1 建築物防災知識の普及

町は、県及び関係機関の協力を得て、次のとおり印刷物及び各種展示会等により建築物防災知識の普及を図る。

(1) 実施の方法

建築物防災知識の教養普及は、あらゆる機会を捉え、必要に応じ災害の予想される季節前に重 点を置き、おおむね次の方法によって行うものとする。

- ア 写真等による方法
- イ ポスター掲示による方法
- ウ 広報紙による方法
- エ インターネット等による方法
- オ 講演会、説明会、座談会等による方法

(2) 既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を期するため、一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平常時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

(3) 建築基準法等の普及

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう県では建築確認審査業務を行っているので、町においても一般住民に対して法の遵守の広報を行う。

(4) 政府施策住宅制度の導入

地域内の防火建築物の建設促進を図るため、公営住宅、公庫産労者住宅、公団特分住宅等の政 府施策による防災住宅制度について、それぞれの対象者に制度の利用を普及する。

(5) 中高層融資制度の活用

都市の一般建築物について住宅金融公庫の中高層融資の活用を図るよう、制度の普及に努める。

2 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第6節「火 災予防計画」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、

避難設備等の施設の整備保全に努める。

(2) 確認検査の徹底

特殊建築物の建築に当たっては、現場検査を強化し、確認検査を重点的に行い、関係法令の履 行徹底を期する。

(3) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理<u>者</u>を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

(4) 計画の樹立

多人数を収容し災害により人命の危険が予想される特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報 の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する 計画を樹立し、災害時の万全を期するものとする。

2 公共施設災害予防の推進

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

- (1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。
- (3) 老朽化公営住宅に関しては、居住環境の改善を図るため計画的な建替え、改善等を実施していく。

第4節 防災営農計画



災害による農業被害の軽減と農業経営安全のための平常時における営農に関する指導その他の対策 は、次による。

1 指導等の実施

(1) 指導事項等

防災業務従事職員及び農業者に対する防災営農に関する指導、教養事項は、防災営農指導計画に基づいて農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を習得させあるいは普及徹底させるものとする。特に、防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また、一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

(2) 指導等の方法

防災営農に関する指導、教育あるいは普及徹底については、おおむね次の方法によって行うものとする。

- ア 講習会の開催による指導
- イ 研究会の開催による研究、指導
- ウ 印刷物の発行、配布による指導、普及
- エ ラジオ、テレビ等による普及
- オ 県政映画等映画による普及
- カ 座談会の開催あるいは現地指導等による普及

2 病害虫防除器具の整備

各種災害により併発を予想される病害虫防除に万全を期するため、町、県及び農業協同組合等関係機関は、病害虫防除器具の保全整備に努めるものとする。

3 災害用水稲種子の確保

町は、災害(特に水害)に備えて災害用種子を確保するものとし、水稲の再生産に努めるものとする。

第5節 水害予防計画

関	係	機	関
総	ž	务	課
建	Ē	л Х	課
消	ß	方	4

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織及び施設の整備並びに訓練の実施等は、別に定める「水防計画」によるものとする。

町は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。水害と関連のある予防対策は、次によるものとする。

1 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、 わかりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。このため町は、県が実施する水害の危険性が 高い地区の情報(水害危険情報図等)の提供や、水位計の設置及び避難判断の参考となる水位の設 定等の情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象とし たハザードマップを策定するものとする。

また、タイムラインは、県及び河川・ダム管理者等の関係機関との連携体制の構築によるダム放 流も考慮したものとする。

2 防災知識の普及

町、県、防災機関等は防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

3 道路施設対策

(1) 点検

道路施設については、防災点検等により、状況把握を行うものとする。

(2) 対策

防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるものと する。また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備 を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

4 浸水想定区域における対策

町長は、町計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、 洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る ため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周 知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達に当たっては、防災行政無線の活用等により地域住民に対して伝達するとと もに、自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

(2) 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

洪水時における避難方法の周知徹底を図るとともに、消防団・自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

(3) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

「第2章 第15節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による

(4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難

近年の豪雨災害では、高齢者及び幼児といった要配慮者の犠牲が目立っている。このため、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、町長に提出するものとする。

①要配慮者利用施設

浸水想定区域内の要配慮者利用施設は資料編に記載のとおりである。

②洪水予報等の伝達体制の整備

町は、防災行政無線、電話、FAX等の活用により、要配慮者利用施設に対する洪水予報等 伝達体制を整備する。

③避難体制の整備

町は、要配慮者利用施設管理者、保護者、地域の自主防災組織・消防団と連携し、施設利用者の避難体制を整備する。

(5) 洪水ハザードマップの活用

洪水ハザードマップを活用し、災害時の被害軽減のため、浸水想定区域や避難所等の周知徹底 を図る。

5 ため池等の対策

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池について、改修及び連絡体制の整備を推進 する。

第6節 火災予防計画

関	係		機		関
総		課			
大	垣	消	防	組	合
消		ß	方		寸

本町における火災その他消防に係る平常時の予防に関する計画は、次によるものとする。

1 消防組織(常備及び非常備)

(1) 大垣消防組合

本町の常備消防は、本町と大垣市、神戸町、輪之内町、安八町の1市4町から成る大垣消防組合によって担われている。本町には、北部消防署が設置されている。

(2) 池田町消防団

池田町消防団は、5分団で組織され活動している。

2 消防力の充実整備

「消防力の整備指針」に基づき、町内における消防組織の確立と消防施設の整備並びに効率的な 運用は次によるものとする。

(1) 消防組織の整備

ア消防体制の確立

町は、消防職員及び消防団員の人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制を 確立するものとする。

イ 予防査察体制等の強化

町及び大垣消防組合消防本部は、災害予防のための査察及び火災調査を徹底するため消防署 (団)の予防査察体制の強化充実を図るものとする。

ウ 広域消防応援体制の強化

町及び大垣消防組合消防本部は、「岐阜県広域消防応援基本計画」に基づき、応援隊の派遣、 応援隊の受け入れ等具体的計画を整備し、広域消防応援体制の強化を図るものとする。

エ 消防団の強化

消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成をするものとする。

(2) 消防施設等の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防施設及び資機材の整備に努めるものとする。整備に 当たって留意を要する点は、次のとおりである。

ア 通信施設の整備

町は、火災の早期通報と適切な消防活動を行うため、通信施設を計画的に整備するものとす

る。

イ 消防の近代化

町及び大垣消防組合消防本部は、建築構造の変化及び危険物施設の増加等に伴う火災に対処するため、消防の近代化に努めるものとする。

ウ機械器具の整備点検

町及び大垣消防組合消防本部は、非常災害時に消防用機械器具の最高能力を発揮するよう、 平常時から常に点検整備に努めるとともに定期的に性能検査を実施するものとする。

エ 施設の耐震化

大垣消防組合北部消防署は、災害時に応急対策活動の拠点となる施設であるが耐震化されて いない。このため耐震性を確保するため、耐震補強工事もしくは全部改築工事を推進する。

(3) 通信の効率的運用

町及び大垣消防組合消防本部は、通信施設の効率的運用について計画を樹立するものとする。

3 消防団員の教養訓練

町は、災害の予防あるいは防火活動等の万全を期するため、消防団員に対して専門的な知識、技 術の教養訓練に努めるものとする。

4 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底

防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立 入検査を行い、火災予防の強化徹底を図るものとする。

5 一般住民に対する火災予防の徹底

町は、火災の発生を防止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、一般住民に対し、 防火、防災に関する思想あるいは大垣消防組合火災予防条例の普及徹底に当たるものとする。

なお、火災時に備えて初期消火体制を確立するため消火器、防火用水、水バケツ等を設置し、同時に使用方法を指導する。

6 消防計画の樹立

町は、この計画の定めるところにより、「消防計画」を樹立し、その徹底を図るとともに、この計画に基づく訓練を実施しなければならない。

7 消防力の強化

町は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

第7節 危険物等災害予防計画

関係機機総務課大垣消防組合

危険物、ガス及び毒劇物は、災害が発生した場合、危険物等により出火、爆発、有害ガスの発生等 人命に著しい危険を及ぼすおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の 予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

1 危険物

- (1) 町及び大垣消防組合消防本部の措置
 - ア 危険物施設に対する指導

消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物施設」という。)に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

- (ア) 施設の耐火・耐震性の確保
- (イ) 各種の講習会及び研修会の開催
- (ウ) 防災訓練の徹底
- イ 事務所、一般家庭への啓発

その他石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭には、灯油の適正な保管及 び取扱い方法の指導啓発を行う。

ウ 指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いを行っている施設への指導

火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取扱い方法の指導、自主的定期 点検等による自主保安体制の強化の指導を行う。

(2) 危険物施設における措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため、次の対策等を行う。

- ア 消防法に基づく安全確認のための定期点検
- イ 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等
- ウ 危険物施設の整理、清掃及び点検

2 毒物及び劇物

毒物及び劇物を保管又は取り扱っている事業所に対しては、検査等を通じ県が指導を行うが、毒物及び劇物を取り扱う事業者は、次の対策等を行うものとする。

(1) 部門責任者(保管、販売、保安)の設置と管理部門の明確化

- (2) 従業員に対する安全教育
- (3) 事故時の通報体制の確立
- (4) 転倒防止対策等施設の整備点検
- (5) 事故拡大防止及び被災防止体制の確立
- (6) 消火、吸着材、化学処理剤等の整備
- (7) 防災教育及び訓練の実施

3 高圧ガス

高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。

- (1) 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
- (2) 応急措置等についての保安教育
- (3) 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアルの策定
- (4) 防災協定などによる地域応援体制の確立
- (5) 防災訓練の実施等

4 危険物等の輸送対策(移送、移動も含む。)

危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、 イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

5 救急・救助、医療及び消火活動関係

(1) 救急·救助活動関係

町は、大垣消防組合と協力して救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、 医療資機材等の備蓄に努めるものとする。あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、 消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制 についての計画を作成するよう努めるものとする。

(3) 消火活動関係

町は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、 消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るも のとする。町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備 蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

第8節 文教関係の予防計画

関係機関
教育委員会

学校その他文教施設の災害予防あるいは児童生徒等の安全避難の訓練等文教関係の災害予防対策は、 別に定める計画のほか、本計画に定めるところによるものとするが、各施設の管理者は、それぞれの 災害条件を考慮し、施設別にその計画を作成して実施の推進を図るものとする。

1 不燃化、耐震化の促進

学校その他教育施設は、児童生徒等の安全のほか避難所として使用されることも想定し、不燃・耐震構造とするように努める。

2 施設の予防対策

学校その他文教施設を管理している者は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に 留意して施設災害の予防に当たるものとする。

(1) 組織の整備

施設の補強、補修等(台風時における準備作業等)が迅速的確に実施できるよう、職員の任務 の分担あるいは作業員の配置等平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時から施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設(避難施設等)の早期発見 に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

(4) 文化財施設

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災 に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努め るものとする。

3 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱い、あるいは保管する学校及び教育関係機関にあっては、関係 法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に 災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

4 防災教養

町教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布、あるいは講習会、研究会等を開催 して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努めるものとする。また、各学校等においては、 全職員の協力を得て、常に児童生徒等の防災知識の普及に努めるとともに、児童生徒等を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の緊急対策についても十分周知させるものとする。

5 避難その他の訓練

学校その他文教施設を管理している者は、関係職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童生徒等の避難、誘導等防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。

6 気象予報警報等の把握・伝達

各学校等における災害に関する注意報、警報及び情報等の把握及び伝達について、教育委員会及 び各施設管理者は、小中学校等学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に 関する注意報、警報、情報の把握に努めるものとする。なお、気象情報等の伝達は、第3章第4項 第1節「警報・注意報・情報等の計画」に基づき町本部に伝達されるので、教育委員会が各学校長 等に伝達するものとする。

7 臨時休校

災害の発生が予想される場合の学校等の臨時休校については、町教育委員会が決定して行うものとする。

8 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校(登校園も含む。以下同じ)途中の安全を確保するため、 あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る ものとする。

なお、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

第9節 防災思想の普及計画

関	係	機	関
全			課

災害を最小限に食い止めるには、町を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から、「自らの生命は自らが守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様な ニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災 時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

このための災害の予防あるいは災害応急対策等の関係職員に対する教養、研修及び住民に対する知識の普及は、次に定めるとおりとする。

1 町地域防災計画の周知

町計画を作成あるいは修正したときは、次の機関あるいは関係者に配布し、その内容の徹底を図る。

町内各機関、防災関係団体、町内の公共的機関及び防災上重要な施設の管理者

2 防災についての教養普及

(1) 普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体を利用して行うものとする。

- ア 町広報紙等による普及
- イ 報道機関への情報提供
- ウ インターネット等による普及
- エ その他講演会、展覧会等の開催による普及
- (2) 広報すべき内容

防災知識の普及にあたっては、特に災害関係職員及び住民に対して、町計画の周知徹底を図る ほか、おおむね次の事項について行うものとする。

ア 普及啓発を図る基本的事項

(7) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なもの(常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など)をまとめておくこと、

負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家 庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前 の備え等の家庭での予防・安全対策

- (4) 警報等発表時や避難指示 (緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にと るべき行動
- (ウ) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所 や避難所での行動
- (エ) 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ 決めておくこと

イ 災害予防の概要

災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止できる事項、例えば 火災の予防あるいは台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ災害が予想される 時期までに徹底するよう努めるものとする。

ウ 災害時の心得

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、各世帯で承知しておくべきおおむ ね次の事項を徹底するように努めるものとする。

- (7) 気象警報の種別と対策
- (4) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 避難予定場所と経路等
- (エ) 被災世帯の心得ておくべき事項

工 災害伝承

町、防災関係機関等は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

オ 企業防災の推進

町は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

町は商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化支援計画の策定を推進する。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

カ 防災訓練への積極的参加

防災知識の普及や災害時における防災対応行動力の向上をはかるため、自治会、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努めるものとする。

3 外国人に対する防災教育

町内在住の外国人に対しては、ことばのハンディ等の特殊事情に考慮し、県及び財団法人岐阜県 国際交流センターの協力を得て、講習会等の防災教育の実施に努める。

また、町内の外国人採用企業等を通じて、防災知識の普及に努める。

4 職員に対する防災教育

町、防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

第10節 防災訓練計画



計画に基づく応急対策の円滑な実施を期するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

災害時において状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、 情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に 防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応につい てコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよ う努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするように努めるもの とする。

1 基本方針

町及び町地域内の防災関係者、防災上重要な施設の管理者は、水害、火災、震災等それぞれ地域において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、災害予防責任者、防災業務従事職員あるいは地域住民の処置すべき応急的な対策について実地又は図上においてそれぞれ機関別にあるいは2以上の機関が合同して行うものとする。

なお、訓練を実施するに当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 実施結果についての見直しと反映

訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うこと。

(2) 地域住民等との連携

災害時における地域の災害応急活動等の重要性に鑑み、自治会、企業等に訓練への積極的な参加を求め、相互に連携し、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機(自然災害、事故等)に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

2 本町の災害特性を考慮した訓練の実施

災害要因に対応した訓練の実施を図る。

- (1) 火災の発生 ⇒ 消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取り扱い訓練、避難訓練等
- (2) 水害の発生 ⇒ 水防訓練、避難訓練等
- (3) 土砂災害等の発生 ⇒ 避難訓練等
- (4) 地震の発生 ⇒ 倒壊家屋からの救出訓練等

3 総合訓練

町は、各部門別応急対策実施機関と合同して毎年度1回おおむね次の対策を総合して訓練を実施するものとする。

	訓	練	科	目		訓練実施機関
気	象子	,警	報 伝	達訓	練	町、県、防災関係機関
通	信	, ì	通 報	訓	練	町、県、防災関係機関
避		難	訓		練	町、大垣消防組合、消防団、奉仕団体
医		療	訓		練	町、揖斐郡医師会
炊	出し	その	他救	助訓	練	町、奉仕団体
消	防	, 7	水 防	訓	練	町、大垣消防組合、消防団
広	域	応	援	訓	練	災害応援協定締結機関
そ	Ø	他	Ø	訓	練	各関係機関

4 その他の防災訓練

- (1) 町は、次の防災訓練を適宜、繰り返し行う。
 - ア 通信連絡訓練
 - イ 動員訓練
 - ウ 図上訓練
 - エ 情報連絡員や応援職員等の受け入れ訓練

5 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

町は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的 に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。

6 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な援助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第11節 自主防災組織の育成と強化

関	係	機	関
総消	*	务方	課団

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自 分達で守る。」という住民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の 自主防災組織による活動も欠かせないものとなってくる。

したがって、町は、地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により 災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるものとともに、地域コミュニティの防災 体制の充実を図るものとする。

1 地域住民の自主防災組織

町は、地域住民の自主防災組織づくりを推進するものとする。

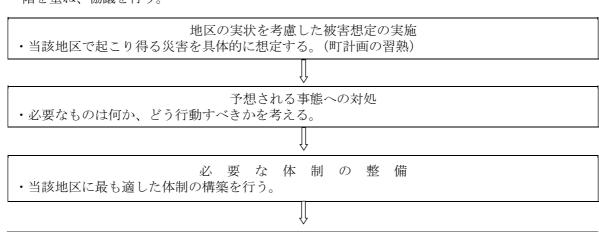
(1) 自主防災組織の育成指導

町は、地域防災活動の推進を図るため、消防職員又は消防団員OBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした、地域に密着した指導により、各自治会等及び各施設を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

また、町は、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催し 自主防災組織を指導する。

(2) 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、各地 区毎に地区の実状に合った防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内に消防 団、医師、看護師等の専門家(若しくはOB)が在住しているかを確認の上おおむね次のような段 階を重ね、協議を行う。



必要な資機材の整備

・非常時に使用する資機材の整備計画及び管理方法を決定する。

(3) 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、自治会等に1箇所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設(コミュニティ防災拠点) を定め、その整備に努めるものとする。なお、コミュニティ防災機能は、次のとおりである。

- ① 防災知識の習得・普及
- ② 資機材、生活必需品等の備蓄
- ③ コミュニティの災害応急活動の拠点
- (4) 自主防災組織の資機材の整備

町は、地域住民の安全を確保し、地震、水害等の災害に対処するため、自主防災組織が行う防災 資機材購入に要する経費に対し助成する。

- (5) 研修の実施
- ① 自主防災組織リーダー研修会

町は、県及びその他の防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

② 各種団体における防災研修

町は、県と連携して、地域に根ざした各種の団体(老人クラブ、女性団体等)に対して、その 構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう 指導するものとする。

- (6) 消防団、駐在所等との連携強化
 - ① 町は、県及び警察と連携して、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び駐在所 との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防 災体制の充実を図るものとする。
 - ② 町は、地域住民の自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。
- (7) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が 参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

(8) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の 向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自 発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な 防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町 と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定めるものとする。

2 その他の(「地域」を基準としない) 自主防災組織

- (1) 施設、事業所等の自衛消防組織等
 - 一定規模以上の施設、事業所等にあっては、消防法により消防計画を定め、自衛消防の組織を 設置することとなっている。
 - ア 町は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、地域住民の自主防災 組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携を図る。
 - イ 施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るととも に、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努めるものとする。

(2) 建設防災支援隊

- ア 地域の建設事業者は、町が災害応急対策を実施する場合には、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する。
- イ 被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり、町が要請できないときには、建設防災支援隊の判断により被災者救出支援を行う。

(3) ため池等の自主防災組織

ため池等の損傷に伴う二次災害を防止するため、町、受益者、地域住民による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行う。

第12節 災害対策物資備蓄等の計画

関	係	機	関
総	矛	务	課
水	ì	首	課

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食糧、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制を整備するものとする。また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

1 住民による個人備蓄の広報

災害発生後は、行政側の対応も混乱が予想されるため、発生後約3日分(推奨1週間分)の生活 に必要な食糧・物品等は個人においても備蓄するものとし、町は、広報紙に災害時の備え等に関す る防災記事を掲載するなど住民に対して備蓄の推進に努める。

また、自主防災組織を育成するにあたって、各戸での必要量の備蓄を推進し災害時には互いに備蓄品を提供し合うなど相互協力に努めるものとする。

2 町における対応

現在町では、資料編に掲げるとおり、食糧、毛布等を備蓄しているが、順次整備の充実を図るものとする。

(1) 公共備蓄の基準

町が公共備蓄すべきものは、次のとおりとする。

- ア 緊急に必要なもの
- イ 業者の在庫から調達が困難なもの
- ウ 流通在庫の不足量を補完するためのもの
- エ 携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資
- オ 水等を使用せず授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるものとする
- (2) 備蓄物質と各機関における役割分担

町は、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行うものとする。

- (ア) 町一水、食料、生活必需品等災害発生後直ちに必要なもの 救急・救助活動資機材等緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの
- (4) 県一使用頻度は低いが、あると便利なもので高価なもの
- (3) 集中備蓄と分散備蓄
 - ア 備蓄は、集中備蓄と分散備蓄とに区分するものとする。
 - (ア) 集中備蓄は、大型で数量が少なく、緊急性を有しないものを対象とし、防災倉庫(防災拠点)等を備蓄場所とし、近隣市町との共同備蓄も考慮する。
 - (4) 分散備蓄は、大量で、災害発生後直ちに必要となるもの又は分散して備蓄しないと危険な

もの(炊飯用燃料等)を対象とし、各避難所等を備蓄場所とする。

イ 備蓄は、流通備蓄(流通在庫調達)を原則とする。

備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図り、農業協同組合、商工会及び業者等と協定を締結するなど調達体制の整備を図るものとする。

3 食糧及び生活必需品の確保

町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食糧及び生活必需品を確保、供給するため、あらかじめ次の措置を講ずるものとする。民間事業者に委託可能な緊急物資の管理・輸送等の業務は、協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどの協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力を活用するものとする。

- (1) 確保すべき品目、数量の把握(要配慮者等のニーズを十分把握)
- (2) 町内における緊急物資流通在庫調査
- (3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
- (4) 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (5) 公共備蓄すべき物資の備蓄
- (6) 緊急物資の集積配分拠点及び地域内輸送拠点の指定
- (7) 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- (8) 炊出し要請先リストの作成

4 飲料水の確保

本町は、上水道と簡易水道などにより安定的な供給が行われているが、災害が発生した場合の応 急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じるものとする。

- (1) 「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画の作成
- (2) 応急給水用資機材等の整備
 - ア 飲料水兼用貯水槽、鋼板プール
 - イ 給水タンク、ろ過装置、給水車
- (3) 湧き水、井戸水等の把握
- (4) 復旧資材の備蓄
- (5) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

5 防災資機材の確保

- (1) 防災活動上の資機材、救助活動上の資機材等の備蓄 町は、次のとおり県との役割分担を図り、効率的な備蓄を行うものとする。
 - ア 町―情報通信機器及び防災・救助活動用資機材
 - イ 県―防災・救助活動用資機材のうち高価なもの

(2) 業者等との協力体制

町は、重機類の確保及び要員の借上げ等のため、建設業社等との協力体制を整備するものとする。

(3) 地域における防災資機材の整備

町は、自主防災組織が、迅速かつ効果的な救出・救助活動が行えるよう、防災資機材倉庫の設置、防災資機材の整備に努める。

6 住民に対する指導

住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努めるものとする。

- (1) 3日間程度(推奨1週間分)の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄(乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮)
- (2) (1)のうち、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食糧、防災用品等非常持出品の準備
- (3) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分(推奨1週間分)を目標とする貯水(貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。貯水容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする)
- (4) 自治会、自主防災組織等による共同備蓄の推進、給水体制の整備と資機材の整備(浄水器、ポリタンク、ポリ袋等)の検討

7 緊急輸送拠点の整備

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

8 支援物資の輸送体制の整備

町は、県、国や民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システムの構築を図る と共に、関係機関との訓練を実施するものとする。

第13節 情報体制の確立

関	係	機	関
総	老	务	課
企	Œ	亘	課

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、 情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるため、情報通信体制の整備拡充を図る。

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・ 検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

1 本町の通信施設の現況

本町の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

- (1) 利用可能な通信施設
 - ア 岐阜県防災行政無線
 - イ 池田町防災行政無線
 - ウ 一般加入電話(災害時優先電話を含む。)
 - エ 携帯電話
 - オ インターネット
- (2) 関係機関との連絡方法

町←────県	県防災行政無線、電話、インターネット(県総合防 災情報システム等)
町←───警察署、交番	電話
町←──大垣消防組合北部消防署	県防災行政無線、町防災行政無線(同報系·移動系)、 電話
町←──→池田町消防団	町防災行政無線(同報系・移動系)、電話、広報車
町———住民	町防災行政無線(同報系)、電話、広報車、インター ネット、防災メール
町←────────────────────────────────────	電話 (ホットライン)

2 通信施設

(1) 池田町防災行政無線

池田町防災行政無線の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。

町は、町本部、各集落、防災関係機関及び災害現場等を結ぶ防災行政無線並びに避難所等と結 ぶパソコン通信網の整備・拡充とその運用の習熟に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

3 非常無線通信の利用

町は、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の協力を得て電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図る。

4 災害時優先電話の周知徹底

町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、資料編に 掲載のとおり、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話として登録してある。

町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

5 その他の通信網の整備

町は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

(1) 移動体通信(携帯電話等)

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り整備促進に努めるとと もに、移動体通信の積極的活用を図る。

(2) アマチュア無線

町は管内アマチュア無線団体との個別協定を検討するなど、アマチュア無線の活用体制を整備する。

(3) パソコン通信、インターネット

町は、町内外へ被災情報、支援情報、生活情報等を提供するため、パソコン通信、インターネットの積極的な活用を検討し、より有効な災害時通信体制の整備を図る。

(4) タクシー無線

町は、機動的な災害時緊急情報を収集するため、関係機関と協議し、タクシー無線の活用を検 討する。

6 通信システムを作動させるための人的・物的備え

緊急発電設備等及び要員の緊急体制を多重的に整備するものとする。

7 情報の収集・伝達方法の多様化

(1) 職員による情報収集

ア 町は、職員の参集経路及びチェックポイントをあらかじめ定め、職員による参集途上での

情報収集に努める(それぞれ地図を携行し、被害情報ばかりでなく生活物資等の供給可能情報等も収集する。)。

イ 町は、防災関係機関の近くに住所を有する職員を指定し、直接当該機関に赴き情報収集に 当たらせる。

(2) 被災現場からの情報収集

町は、あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機(ドローン)等の機材を整備するなど、被災現場情報等の収集に努める(あわせてバイク、モーター付き自転車等の配備も図る。)。

8 情報システムの高度化

- (1) 道路被害情報通信システム
- (2) 情報収集・連絡システム

画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報 集約システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等、情報収集や連絡のシステムの整備 に努めるとともに、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメ ディア、ワンセグ放送、Lアラート(災害情報共有システム)等の活用による警報等の伝達手段 の多重化、多様化に努めるものとする。

町は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第14節 避難対策計画

関	俘		機	関
総		務		課
健	康	福	祉	課
保	険	年	金	課

町長は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導体制を整備するものとする。災害時の避難対策については、本計画の定めるところによるものとする。

1 避難計画の策定

町は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、町は、住民等が自ら避難情報や警戒レベル相当情報から判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」の作成の促進に努めるものとする。

町計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、 学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災 体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確 保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保 計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

2 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定されることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等

を指定するものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図るものとする。

町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、 衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニー ズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮 者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

町は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて 避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を 指定するよう努めるものとする。

町が指定する避難所は、資料編に掲載のとおりであるが、広報誌、インターネット等により周知 徹底を図り、緊急時に備えるものとする。

3 避難所運営マニュアルの策定

指定避難所の運営体制を確立するため、町は、避難者(自主防災組織等)、施設管理者と協議し、 予定される避難所ごとに、事前に避難所マニュアルを策定し、訓練を通じて必要な知識等の普及に 努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に 指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所 運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家 等との定期的な情報交換に努めるものとする。

4 避難場所・避難所

町は、地域的な特性や、過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公共施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、あらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

指定避難所が使用不可能となった場合に備え、民間施設等で受け入れ可能な施設を検討しておく ものとする。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアル策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域 内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に安全を確保し、避難 所へ移送を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとす る。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放 を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

(2) 広域避難場所の指定等

町は、火災が延焼拡大した場合の避難場所として、あらかじめ広域避難場所を確保・指定し、 住民に周知するものとする。

(3) 一時避難場所の指定

町は、広域避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自治会ごとに一時的に集合して待機する場所として一時避難場所をあらかじめ確保・指定し、住民に周知するものとする。

5 避難道路の指定

町は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難道路を指定し、住民に周知する。

6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の基準の策定

町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、マニュアル等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難勧告、 避難指示(緊急)等の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するように努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令 基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設 等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準 を策定することとする。

躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を上げた体制の構築に努めるものとする。また、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊

急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」(2階以上への垂直避難)等の安全確保措置を指示することができるものとする。

7 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、洪水予報河川または水位情報周知河川において、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定 区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、町計画において、当該浸水想定区域 ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに住民への周知を図るものとする。

- (1) 洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合においては、これらの施設の名称及び所在地
- (3) 上記(2)に該当する施設について、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法

8 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直 ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に 関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒 区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、 必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

9 要配慮者の避難誘導体制の整備

町は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握、 共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

10 帰宅困難者対策

町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

11 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険 地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広 報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き 避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するよう努めるものとし、 災害別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第15節 要配慮者·避難行動要支援者対策計画

関	係		機	関
総		務		課
健	康	福	祉	課
保	険	年	金	課
社	会 福	祉	協議	会
消		防		丑

災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に配慮が必要な高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難行動を支援する体制を確立する。

なお、支援体制の確立に当たっては、平常時から防災知識の普及・啓発、定期的な防災訓練の実施、 要配慮者に関する情報収集、避難行動要支援者の状況把握、人材の確保、ボランティアの活用、災害 時における情報収集・伝達体制の整備を図るものとする。

1 地域における支援

要配慮者の避難、救出等においては迅速な行動が必要なため、主に各自治会等(自主防災組織)が当該地区内の状況を把握しておくものとする。

その際、次の事項に留意する。

- (1) 要配慮者自身が介護方法、医療データ(通院先、常備薬等)、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。
- (2) 災害の発生時に避難の誘導、救出等を行う者を地区で複数指名しておく。
- (3) 避難所への避難を行った際は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

2 町における措置

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、日頃から要配慮者の詳細情報を把握して「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人あるいは本人の家族等の同意を得て民生委員や消防団などの避難支援関係者へ情報提供を行う。

- ア 避難支援等関係者となる者
 - ·消防機関(大垣消防組合北部消防署、池田町消防団)
 - 揖斐警察署
 - 池田町社会福祉協議会
 - 自主防災組織
 - · 民生委員
 - ・その他、支援者となり得る団体等で町長が特に認めた者
- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する方とする。

- (ア) 要介護認定3~5を受けている者
- (4) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓機 能障害のみで該当する者は除く)
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 町の生活支援を受けている難病患者
- (カ) 上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次のとおりとする。

- (ア) 名簿に記載する個人情報
 - ・氏名 (ふりがな)
 - 生年月日
 - 性別
 - ・住所又は居所
 - ・電話番号その他の連絡先(電話番号:固定電話、携帯電話)等安否確認の方法
 - ・避難支援等を必要とする理由
 - ・その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項
- (イ) 個人情報の入手方法
 - a 町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握する ために、町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。なお、情 報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。
 - b 難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要がある場合は、 県知事その他の者に対して、情報提供を求める。
- エ 名簿の更新に関する事項

町は、避難行動要支援者の異動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に 更新するとともに庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよ う、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。また、名簿の情報を最新の状態に保つものと する。

オ 名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため、避難支援等関係 者に次の措置を講ずるものとする。

- (7) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名 簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (4) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように努める。

- (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分 に説明する。
- (エ) 施錠可能な場所に避難行動支援者名簿を保管するよう指導する。
- (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難 行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (キ) 名簿の取扱状況を定期的に報告させる。
- (ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。
- カ 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行う。

(7) 避難準備情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる避難準備情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に 伝わるようにすること
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと など、その情報伝達について、特に配慮する。
- (4) 多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施する。また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は、多様な情報伝達の手段の確保に努める。さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

キ 避難支援等関係者への安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難 支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次のとおりの 配慮を行う。

(7) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、

地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

- (4) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。
- (ウ) 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。
- (エ) 一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

ク 避難支援計画の作成

町は、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援に関する計画を作成し、 避難行動要支援者の災害からの保護に努める。

- (2) 要配慮者に配慮した防災知識の普及等
- ア 町は、要配慮者を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。特に、ひとり暮らし高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努める。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施を支援する。

- イ 在宅の要配慮者については、防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎的知 識等の理解を高めるように努める。
- ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を 災害から守るための防災訓練、防災教育等を行う。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓 練を充実する。

町計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

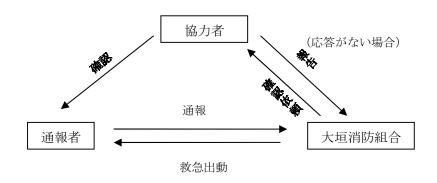
- エ 要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、 日常生活に必要な用具、補装具、医療品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。
- オ 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活について知識の習得に 努める。
- カ 各自治会等(自主防災組織)は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際に は要配慮者対策を重点項目として設定する。
- (3) 施設、設備等の整備
 - ア 緊急通報システム等の整備拡充

町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握し

た災害福祉マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入・普及を図るものとする。

なお、町には、75歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報システムが導入されているが、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、なお一層の整備、拡充の促進を図るものとする。

本町の通信体制は次のとおりとする。



イ 避難所及び避難路等の整備

要配慮者に配慮した避難所及び避難路の防災施設の整備を図る。

ウ 福祉避難所開設予定施設の指定、整備

災害時に社会福祉施設等において一定程度の要介護者等の受入れが可能となるよう施設の 整備を進めるものとし、順次、福祉避難所開設予定施設の指定を行っていくものとする。

また、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図る。

(4) 人材の確保とボランティア活用

要配慮者の支援にあたり、避難所での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用と活動の支援策に努めるものとする。

3 外国人対策の推進

災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から多様な言語及び手段、経路を通じての基礎的防災情報(広報紙、防災マップ等)の 提供を行い、防災知識の普及を図る。

4 社会福祉施設等との災害時における情報収集・伝達体制の確立

町は、災害時における社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立に努めるものとする。

第16節 ボランティア活動の環境整備計画

 関
 係
 機
 関

 健
 康
 福
 祉
 課

 社
 会
 福
 祉
 協
 義

災害時におけるボランティア活動の必要性・重要性から、町は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため町は、日本赤十字社岐阜県支部、県及び町の社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の環境整備は、本計画の定めるところによるものとする。

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、県及び町の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推 進するものとする。

2 ボランティアの組織化推進

町社会福祉協議会は、関係団体による連絡協議会の設置を促進するなど、ボランティアの自主性 を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

町は、平素から町社会福祉協議会と災害時における連携体制等について協議しておくものとする。 なお、県及び町の社会福祉協議会は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行っており、町 は、日常から福祉ボランティアとして活動している者に対し、災害時にもボランティアとして活動 してもらえるように依頼して順次登録体制を整備する。

(1) 対象者

- ア 18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者
- イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - (ア) グループの活動であること。
 - (4) グループに20歳以上の指導者がいること。
 - (ウ) 原則として県内の活動に限ること。
- ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体
- (2) 登録後の活動要請

次の場合に県社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

県及び町の社会福祉協議会はそれぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、 養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。 なお、町は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援をするものとする。 町はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援する ものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの設置

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを設置、育成に努めるものとする。なお、県及び町は、ボランティアコーディネーターの設置・育成について指導・支援するものとする。

(3) ボランティア支援を担う職員の養成

町は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援 を担う職員を養成するものとする。

5 ボランティア活動拠点の整備

町は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

6 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO、ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報、周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第17節 広域的な応援体制の確立



大規模な災害が発生した場合には、町だけでは対応が不十分になることが考えられる。そのため、 県及び他市町村に応援、協力あるいは斡旋を求め、円滑な防災対策の実施を期する必要がある。

町は、あらかじめ相互応援協定を締結するなど広域的な応援体制を確立しておくものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

1 県内相互応援

(1) 広域消防相互応援協定

県内市町村は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき消防に関し相互の応援をするため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

(2) 県広域防災相互応援体制

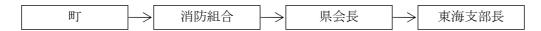
県は、災対法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県及び県内全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結している。

2 緊急消防援助隊等の応援体制

次の機関等について、応援要請を行う体制を確立する。

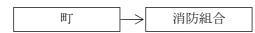
(1) 緊急消防援助隊

地震等大規模災害時における人命救助活動を、より効果的かつ充実したものとするため、全国 の消防機関相互による迅速な援助体制として設置



(2) 広域緊急援助隊

大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と、自活能力を有し、 管区警察局単位に設置



(3) 広域航空消防応援

町が消防組織法第24条の3の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援要請を行うときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」によるものとする。

3 広域的な応援体制の整備

町は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内 市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、 実効性の確保に留意する。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

第18節 医療救護体制の整備

関係機関健康福祉課保健センター

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護(助産を含む。以下同じ。)体制を確立する。

1 医療救護活動体制の確立

町は、災害時の迅速な医療救護を実施するため、次の事項について医療救護体制の確立を図る。

- (1) 救護所の設置
- (2) 救護病院の整備
- (3) 医療救護班の編成、派遣
- (4) 医薬品の備蓄、供給
- (5) 負傷者等の搬送体制

ア 救護所、救護病院、災害拠点病院に接続する路線の確保

イ 県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請による移送

(6) 医療関係ボランティアの受入体制

2 トリアージ知識の普及・啓発

災害時に救護所では、傷病者の後方医療機関への可否および優先順位の決定(トリアージ)を行うことが重要である。

したがって、町内医療機関及び医師会と協力してトリアージ技術の習得及びその体制の整備に努める。

3 医薬品等の確保体制の確立

町は、次のとおり医薬品等の確保体制に努める。

- (1) 救急医薬品
- (2) 医療用資機材の備蓄
- (3) 調達体制の整備
- (4) 在庫量の把握

4 地震災害等医療救護計画の策定

町は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や 医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

第19節 温泉施設の予防計画

関	係	機	関
池	田	温	泉

池田温泉は、利用者の安全を図るため、次の対策を講じる。

1 責任体制の整備

総支配人は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助 その他の組織を整備しておく。

また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備える。

2 気象予警報等の把握と避難

総支配人は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、施設の利用者に周知徹 底を図るとともに、町及び警察と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さ らに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

第20節 行政機関の業務継続体制の整備

関	係	機	関
総	矛	务	無

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

1 行政における業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるとともに、町機能が壊滅した場合、職員を速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等)の分散保存の促進を図る。

また、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

3 その他、防災に資する公共施設の整備

町は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

第21節 大規模停電対策

関	係	機	関
総	矛	务	課
建	Ē	T.	課
産	美	美	課

大規模かつ長期停電の未然防止や発生した場合の被害軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1 実施内容

(1) 事前防止対策

町、県及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電 が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(2) 代替電源の確保

町、県及び防災関係機関は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備 等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給 体制を構築するものとする。

また、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間 事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るもとする。